

相談センターニュース

1 相談の現場から ～ 知っておきたい あんなこと こんなこと



遺言書の作成は大切とよく言われているけれど、遺言者死亡後、遺言書の内容を実現するにはどうすればいいのかな？今回は、自筆証書遺言を預かっている方からの相談だよ。

Q 隣家に住んでいた伯母が亡くなりました。伯母には離婚した夫との間に一人息子がいるのですが絶縁状態で音信不通となっています。伯母は私をとてまかわいがってくれて、私も伯母が亡くなるまで十分な御世話をすることができました。生前伯母は、自分が亡くなった後は、土地・建物は私に、銀行等の預貯金は解約、払戻して2分の1を私に、2分の1を社会福祉法人Aに遺贈したいと言っておりその旨の書かれた自筆の遺言書を封せず私に託しておりました。遺言書の内容を実現するためには、今後どうすればよいか教えてください。

A 相談者は、遅滞なく、同遺言書を家庭裁判所に提出して、検認をする必要があります。遺言書に、遺言執行者の指定がないため、遺言執行者選任の申立てをすることをお勧めします。

<解説>

1 遺言書の検認

検認とは、家庭裁判所が遺言書を検証する手続きです。自筆証書遺言の保管者である相談者は、伯母の相続開始後遅滞なく家庭裁判所に検認の請求をしなければなりません。検認では、申立人である相談者、相続人である絶縁状態の伯母の息子、受遺者である社会福祉法人A等の利害関係人の立会いの下、裁判官が遺言書の存在・内容を確認します。これは、遺言書の状態を確定して、後日の偽造・変造を防止するためのものであり、遺言書の有効・無効を判断するものではありません。

今回の事例とは異なりますが、遺言書が封印されていた場合は、この検認手続の場で開封することとなりますので、検認前に開封してはなりません。検認の請求を怠ったり、検認前に遺言書を開封した場合には、5万円以下の過料に処せられることとなりますのでご注意ください。

検認をしないと、登記や、預金解約等の手続きに遺言を使うことができないよ！



2 遺言執行者選任の申立て

遺言執行者とは、遺言内容を実現するため、遺言の執行に必要な一切の行為をする権利義務を有する者をいいます。遺言内容の実現のため

に、遺言執行者が常に必要ということではなく、遺言に相続人以外への遺贈が含まれている場合、遺言執行者がいれば、遺言執行者が遺言執行にあたりますが、いない場合は相続人によって執行されることとなります。

今回の事例では遺言書で遺言執行者が指定されていませんので、相続人である絶縁状態の伯母の息子が遺言執行にあたりますが、協力は困難といえるでしょう。

今回の場合、受遺者である相談者は、家庭裁判所に遺言執行者選任の申立てをすることができます。遺言執行者は、絶縁状態の伯母の息子の関与なく、不動産については受遺者と共同して遺言者から受遺者への所有権移転登記手続（名義変更）をします。預貯金については各金融機関で預貯金を解約、払戻しを受けた上で割合に応じて、受遺者に金銭を交付します。

司法書士を候補者として遺言執行者選任の申立てをすることもできるよ！



3 まとめ

遺言書の検認や、遺言執行者選任の申立て等、遺言書の内容を実現するための手続きには、ここでは触れていない他の専門的な知識を要することもありますので、まずは司法書士にご相談ください。

相続といえば司法書士！

司法書士総合相談センターしずおか 常設相談のご案内（相談は無料です）

こんな内容で困っている方

- 相続した不動産の名義を変更したい
- 借金がいっぱいでもうしたらいいのかわからない
- 親族が認知症で困っている
- 新しく会社を設立したい
- 敷金・賃料トラブルで困ってる
- 相続問題はもうしたらいいのかわからない
- お金のトラブルで困っている
-など

そんな時は、迷わずご相談ください！ 電話や面談で対応します！

【電話相談】…予約は **不要** です

- ・月曜日～金曜日の14時～17時
- ※火曜日は成年後見に関する専門の相談員が担当しています
- ・電話相談は ☎ 054-289-3704

※他の相談者の関係から、相談時間は一人30分程度となりますので、ご了承ください。

【面談相談】…予約が **必要** です

- ・ご予約は ☎ 054-289-3700
- ・面談会場は

| | | |
|--------------------|----------|---------|
| 〈静岡会場〉 静岡県司法書士会館 | …毎週（火・金） | 14時～17時 |
| 〈浜松会場〉 浜松市福祉交流センター | …毎週（木） | 14時～17時 |
| 〈三島会場〉 三島商工会議所 | …毎週（火） | 14時～17時 |
| 〈下田会場〉 下田商工会議所 | …毎月第3（金） | 13時～16時 |
| 〈細江会場〉 浜松市北区役所 | …毎月第1（水） | 13時～16時 |
| 〈天竜会場〉 浜松市天竜区役所 | …毎月第1（水） | 13時～16時 |

※他の相談者の関係から、相談時間は一人30分程度となりますので、ご了承ください。